

議案第49・50号説明資料

令和元年12月3日

大磯町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例

資料

| | |
|--|------|
| 制定概要 | 1 |
| 制度内容 | 1～2 |
| 制定内容 | 2～5 |
| (議案第49号 大磯町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例) | |
| 改正内容 | 5～6 |
| (議案第50号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例) | |
| 新旧対照表 | 7～18 |

総務課

大磯町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例

1 制定概要

地方公務員の臨時・非常勤職員については、多様化する行政需要に対応するため、各地方公共団体において教育、子育て等様々な分野で活用されており、地方行政の重要な担い手となっている現状にあります。しかしながら、その任用や勤務条件等は、これまで各地方公共団体により異なっていました。

そのため、平成 29 年 5 月に地方公務員法及び地方自治法の一部改正が行われ、統一的な取扱いを定めることにより適正な任用及び処遇の確保を図るため、新たに「会計年度任用職員制度」が導入されることになりました。なお、法律の施行日は、令和 2 年 4 月 1 日です。

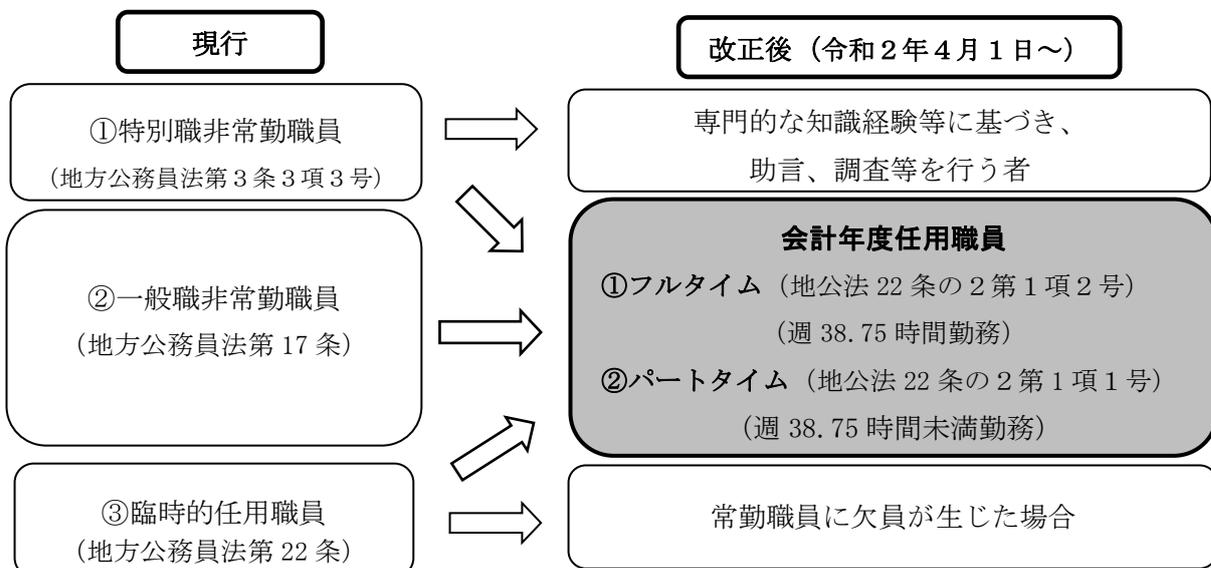
このことから、本町においても法改正を受け、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を新たに制定するとともに関係条例についても法改正の趣旨を踏まえた改正を行うものです。

2 制度内容

(1) 地方公務員法の改正点

- ① 特別職非常勤職員の範囲を「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に限定する。
- ② 一般職非常勤職員として「会計年度任用職員」に関する規定を設け、採用方法や任期等を明確化する。
- ③ 臨時的任用職員の対象を「常勤職員に欠員が生じた場合」に限定する。

《法改正に伴う制度移行のイメージ》



(2) 地方自治法の改正点

会計年度任用職員について、「期末手当」の支給が可能となるよう給付に関する規定が整備された。

(3) 主な会計年度任用職員の勤務条件等

| 項目 | 臨時職員 《現在》 | 会計年度任用職員 | |
|--------|--------------------------|-----------------------|--------------------------|
| | | フルタイム | パートタイム |
| 1 任用 | 6か月以内（最大1年） | 1会計年度内 | |
| 2 勤務時間 | 常勤職員より短い （週38.75時間以内） | 常勤職員と同一 （週38.75時間） | 常勤職員より短い （週38.75時間以内） |
| 3 給与 | 賃金 | 給料 | 報酬 |
| 4 期末手当 | — | 支給（条件あり） | |
| 5 通勤手当 | — | 支給 | 支給（費用弁償） |
| 6 休暇 | 有給休暇 | 国の非常勤職員に準じた休暇制度を適用 | |
| 7 服務 | — | 地方公務員法上の服務が適用される | |

3 制定内容

（議案第49号 大磯町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例）

第1条（趣旨）

- ・会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めることを規定します。

第2条（会計年度任用職員の給与）

- ・フルタイム＝給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当
- ・パートタイム＝報酬（地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の相当額を含む）及び期末手当

第3条（フルタイム会計年度任用職員の給料）

- ・給料表は、一般職職員の給料表（一）（二）を準用します。

第4条（フルタイム会計年度任用職員の職務の級）

- ・職務の基準は、別表（等級別基準職務表）のとおりとすることを規定します。

第5条（フルタイム会計年度任用職員の号給）

- ・号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定することを規定します。

第6条（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給）

- ・給料の支給日等は、一般職職員の規定を準用します。

第7条（フルタイム会計年度任用職員の地域手当）

- ・地域手当の月額等は、一般職職員の規定を準用します。

第8条（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）

- ・通勤手当の支給要件は、一般職職員の規定を準用します。

第9条（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当）

- ・時間外勤務手当の支給率等は、一般職職員の規定を準用します。

第10条（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

- ・休日勤務手当の支給率等は、一般職職員の規定を準用します。

第11条（フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当）

- ・夜間勤務手当の支給率等は、一般職職員の規定を準用します。

第12条（フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当）

- ・宿日直手当の支給金額等は、一般職職員の規定を準用します。

第13条（フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理）

- ・1時間当たりの給与額等の端数処理について規定します。

第14条（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

- ・期末手当の支給について、任期の定めが6か月以上の者の支給割合等は、一般職職員の規定を準用します。

第15条（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額）

- ・勤務1時間当たりの給与額について規定します。

第16条（フルタイム会計年度任用職員の給料の減額）

- ・勤務時間中に勤務しないときは、勤務しない1時間につき前条（第15条）の勤務1時間当たりの給与額を減額することを規定します。

第17条（退職者の給与）

- ・退職者の給与の取扱いについて規定します。

第18条（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

- ・月額、日額、時間で定める報酬額について規定します。

第19条（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬）

- ・正規の勤務時間以外に勤務したときは、その全時間について報酬を支給することを規定します。

第20条（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

- ・休日に勤務をしたときの、1時間当たりの報酬額について規定します。

第21条（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬）

- ・正規の勤務時間として夜間（午後10時から翌日の午前5時までの間）に勤務をしたときの、1時間当たりの報酬額について規定します。

第22条（パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理）

- ・勤務1時間当たりの報酬額の端数処理について規定します。

第23条（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

- ・期末手当の支給について、任期の定めが6か月以上の者の支給割合等は、一般職職員の規定を準用します。

第24条（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）

- ・報酬の計算期間について規定します。

第25条（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額）

- ・月額、日額、時間で定める勤務1時間当たりの報酬額について規定します。

第26条（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）

- ・正規の勤務時間に勤務しないときの報酬額の減額について定めます。

第27条（会計年度任用職員の給与からの控除）

- ・給与からの生命保険料等の控除については、一般職職員の規定を準用します。

第28条（町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与）

- ・特に必要と認めた特殊性がある職務に係る会計年度任用職員の給与については、任命権者が別に定めます。

第29条（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）

- ・通勤にかかる費用弁償の支給について定めます。

第30条（パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償）

- ・公務の旅行にかかる費用弁償の支給について定めます。

第31条（委任）

- ・規則への委任規定について定めます。

附則

- ・この条例は、令和2年4月1日から施行することについて定めます。

別表（等級別基準職務表）

- ・フルタイム会計年度任用職員の職務の基準となる内容について定めます。

4 改正内容

（議案第50号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例）

※会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係する11の条例を一括して改正します。

第1条 大磯町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

- ・地方公務員法の改正による条項ずれ等に対応するため規定を改正します。

第2条 大磯町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

- ・フルタイム会計年度任用職員について公表の対象に追加します。

第3条 大磯町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

- ・会計年度任用職員を分限処分の対象に加えるとともに、休職期間の範囲を定めます。

第4条 大磯町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

- ・会計年度任用職員の懲戒による報酬の減給に関する規定を追加します。

第5条 大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する条例

- ・会計年度任用職員の勤務時間等について、規則で定める旨を規定します。

第6条 大磯町職員の育児休業等に関する条例

- ・会計年度任用職員の育児休業に関する規定を規定します。

第7条 大磯町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
・フルタイム会計年度任用職員の補償基礎額について規定します。

第8条 大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
・特別職非常勤職員の範囲の限定化に伴い、会計年度任用職員へ移行する職等を整理します。

第9条 大磯町職員の給与に関する条例
・会計年度任用職員の給与は別に条例（議案第49号）で定めることを規定するとともに、会計年度任用職員との均衡を図るため、規定を改正します。

第10条 大磯町単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例
・会計年度任用職員に関する給与の種類を規定するとともに、根拠法令の改正に対応するため、規定を改正します。

第11条 大磯町職員の旅費に関する条例
・フルタイム会計年度任用職員に旅費を支給するため、規定を改正します。

【施行期日】 令和2年4月1日

大磯町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 新旧対照表（第1条関係）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>第1条 省略 （職員の派遣）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2） 省略</p> <p>（3） 地方公務員法第22条に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>（4）・（5） 省略</p> <p>3 省略</p> <p>第3条～第9条 省略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> | <p>第1条 省略 （職員の派遣）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2） 省略</p> <p>（3） 地方公務員法第22条第1項に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>（4）・（5） 省略</p> <p>3 省略</p> <p>第3条～第9条 省略</p> |

大磯町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 新旧対照表（第2条関係）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 省略</p> <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（<u>臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員を除く。）</u>を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>第4条～第6条 省略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 省略</p> <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（<u>臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u>を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>第4条～第6条 省略</p> |

大磯町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 新旧対照表（第3条関係）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>第1条～第3条 省略 (休職の効果) 第4条 省略 2～4 省略 5 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えず、かつ、当該職員が休職前に本町職員として勤続した期間の2倍を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u> 第5条～第8条 省略</p> <p><u>附 則</u> (施行期日) 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> | <p>第1条～第3条 省略 (休職の効果) 第4条 省略 2～4 省略</p> <p>第5条～第8条 省略</p> |

大磯町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 新旧対照表（第4条関係）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>第1条～第2条 省略 (減給の効果) 第3条 減給は1日以上6か月以下、給料及びこれに対する地域手当の合計額 <u>(法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員については、報酬の額)</u>の10分の1以下を減ずるものとする。 第4条・第5条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> | <p>第1条～第2条 省略 (減給の効果) 第3条 減給は1日以上6か月以下、給料の10分の1以下を減ずるものとする。 第4条・第5条 省略</p> |

大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表（第5条関係）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第16条 省略</p> <p><u>(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)</u></p> <p>第17条 <u>第2条から前条までの規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等については、その職務の性質等を考慮し、規則で定める。</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p>第18条 省略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第16条 省略</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第17条 省略</p> |

大磯町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表（第6条関係）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>第1条～第6条 省略 （育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 大磯町職員の給与に関する条例第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則で定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>第9条～第21条 省略 （部分休業をしている給与の取扱い）</p> <p>第22条 省略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、大磯町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第16条又は同条例第26条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額又は同条例第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。</u></p> <p>附 則 （<u>施行期日</u>）</p> <p>1 <u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> | <p>第1条～第6条 省略 （育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 大磯町職員の給与に関する条例第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則で定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>第9条～第21条 省略 （部分休業をしている給与の取扱い）</p> <p>第22条 省略</p> |

大磯町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 新旧対照表（第7条関係）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>第1条～第4条 省略 (補償基礎額) 第5条 この条例で「補償基礎額」とは次の各号に定める者の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。 (1)～(4) 省略 (5) <u>給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が町長と協議して定める額</u></p> <p>附 則 (施行期日) 1 <u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p>(経過措置) 2 <u>この条例による改正後の大磯町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。</u></p> | <p>第1条～第4条 省略 (補償基礎額) 第5条 この条例で「補償基礎額」とは次の各号に定める者の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。 (1)～(4) 省略</p> |

大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表（第8条関係）

| 改正案 | | | 現行 | | |
|---|------|--------|---|--------------------|--|
| <p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、非常勤の特別職職員（議会議員及び消防団員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条～第5条 省略 別表（第2条、第4条関係）</p> | | | <p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定に基づき、非常勤の特別職職員（議会議員及び消防団員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条～第5条 省略 別表（第2条、第4条関係）</p> | | |
| 区分 | 報酬の額 | 費用弁償の額 | 区分 | 報酬の額 | 費用弁償の額 |
| 省略 | | | 省略 | | |
| | | | <u>町史編さん委員会委員</u> | <u>日額 6,500円</u> | <u>同上</u> |
| | | | <u>町史編集委員会総括編集委員</u> | <u>月額 80,800円</u> | <u>同上</u> |
| | | | <u>町史編集委員会委員</u> | <u>月額 70,600円</u> | <u>同上</u> |
| | | | <u>町史執筆委員</u> | <u>日額 10,000円</u> | <u>同上</u> |
| 省略 | | | 省略 | | |
| | | | <u>青少年問題協議会専門委員</u> | <u>日額 6,500円</u> | <u>同上</u> |
| 省略 | | | 省略 | | |
| | | | <u>老人福祉センター所長</u> | <u>月額 156,700円</u> | <u>大磯町職員 の旅費に関する 条例別表中 2号の者に支 給する額相当 額</u> |

| 改正案 | | | 現行 | | |
|---|--|--|--|-----------------------------|--------------------------------|
| | | | <u>幼稚園長</u> | 月額 156,700円以上 188,400円以下 | 同上 |
| | | | <u>郷土資料館長</u> | 月額 156,700円以上 188,400円以下 | 同上 |
| | | | <u>生涯学習館長</u> | 月額 156,700円以上 188,400円以下 | 同上 |
| | | | <u>保育園長</u> | 月額 156,700円以上 188,400円以下 | 同上 |
| | | | <u>大磯運動公園園長</u> | 月額 188,400円 | 同上 |
| | | | <u>大磯町教育研究所所長</u> | 月額 188,400円 | 同上 |
| 省略 | | | 省略 | | |
| | | | <u>青少年指導員</u> | 年額 27,000円 | 同上 |
| 省略 | | | 省略 | | |
| | | | <u>嘱託員、調査員、審査員、指導員、研究員、連絡員、協力員及びこれらに準ずる者</u> | 予算の範囲内において別に定める額 | 大磯町職員の旅費に関する条例別表中3号の者に支給する額相当額 |
| <p align="center"><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> | | | | | |

大磯町職員の給与に関する条例 新旧対照表（第9条関係）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>第1条～第14条 省略 （1時間当たりの給与額の算出）</p> <p>第15条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じその額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから町長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>第15条の2～第19条 省略 （会計年度任用職員の給与）</p> <p>第20条 会計年度任用職員の給与は、別に条例で定める。 （この条例の施行に関し必要な事項）</p> <p>第21条 省略</p> <p>別表第1～別表第3 省略</p> <p><u>附 則</u> （施行期日）</p> <p><u>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> | <p>第1条～第14条 省略 （1時間当たりの給与額の算出）</p> <p>第15条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じその額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。</p> <p>第15条の2～第19条 省略</p> <p>（この条例の施行に関し必要な事項）</p> <p>第20条 省略</p> <p>別表第1～別表第3 省略</p> |

大磯町単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表（第10条関係）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公営企業等の労働関係に関する法律</u>（昭和27年法律第289号）<u>附則第5項</u>の規定により準用される地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、一般職に属する単純な労務に雇用される職員（以下「職員」という。）の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 <u>地方公務員法</u>（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員の給与は、<u>前項の規定にかかわらず、給料並びに地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。</u></p> <p>3 <u>地方公務員法第22条の2第1項第2号</u>の規定により採用された職員の給与は、<u>第1項の規定にかかわらず、給料並びに地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。</u></p> <p>4 <u>地方公務員法第22条の2第1項第1号</u>の規定により採用された職員の給与は、<u>第1項の規定にかかわらず、給料並びに地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当とする。</u></p> <p>第3条・第4条 省略</p> <p><u>附 則</u> (施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公営企業労働関係法</u>（昭和27年法律第289号）<u>附則第4項</u>の規定により準用される地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、一般職に属する単純な労務に雇用される職員（以下「職員」という。）の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 省略</p> <p>第3条・第4条 省略</p> |

大磯町職員の旅費に関する条例 新旧対照表（第11条関係）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>第1条 省略 （職員の定義）</p> <p>第2条 この条例で職員とは、町長、副町長、教育委員会の教育長（以下単に「教育長」という。）<u>、大磯町職員の定数条例（昭和29年大磯町条例第4号）に規定する職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員をいう。</u></p> <p>第3条～第19条 省略</p> <p>別表 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> | <p>第1条 省略 （職員の定義）</p> <p>第2条 この条例で職員とは、町長、副町長、教育委員会の教育長（以下単に「教育長」という。）<u>及び大磯町職員の定数条例（昭和29年大磯町条例第4号）に規定する職員をいう。</u></p> <p>第3条～第19条 省略</p> <p>別表 省略</p> |